

国家知識産権局「改正専利法の施行に関する関連審査業務処理暫定 弁法」の公告（第 423 号）

発表時間：2021 年 5 月 25 日

国家知識産権局公告

第四二三号

第十三期全国人民代表大会常務委員会第二十二回会議は、2020 年 10 月 17 日に「全国人民代表大会常務委員会『中華人民共和国専利法』の改正に関する決定」の採択を議決し、改正専利法は 2021 年 6 月 1 日から施行される。専利法実施細則は今なお改正作業が進行中であるため、改正専利法の施行を保証するため、国家知識産権局は「改正専利法の実施に関する関連審査業務処理暫定弁法」を制定し、ここに公布し、2021 年 6 月 1 日から施行する。専利出願人、専利権者又は関係当事者は、この弁法の規定に照らし、関連業務を処理することができる。

特にここに公告する。

国家知識産権局
2021 年 5 月 24 日

改正専利法の実施に関する関連審査業務処理暫定弁法

第一条 専利出願人は、2021 年 6 月 1 日（同日を含む、以下同じ）から、紙媒体又はオフラインの電子出願の形式で、改正専利法第二条第四項に基づき、保護を求める製品の部分意匠を出願することができる。国家知識産権局は、改正専利法実施細則の施行後に、前述の出願に対して審査を行う。

第二条 出願日が 2021 年 6 月 1 日以降の専利出願について、出願人は、改正専利法第二十四条第一項に定める事由が存在すると判断する場合は、紙媒体で出願することができる。国家知識産権局は、改正専利法実施細則の施行後に、前述の出願に対して審査を行う。

第三条 出願日が 2021 年 6 月 1 日以降の意匠出願について、出願人は、改正専利法第二十九条第二項に基づき、書面で意匠優先権の声明を提出することができる。国家知識産権局は、改正専利法実施細則の施行後に、前述の出願及び優先権主張の基礎とする先行意匠出願に対して審査を行う。

第四条 出願日が 2021 年 6 月 1 日以降の専利出願について、出願人は、改正専利法第三十条に基づき、最初に提出した専利出願書類の写しを提出することができる。

第五条 2021 年 6 月 1 日以降に公告により権利が付与された特許について、専利権者は、改正専利法第四十二条第二項に基づき、権利付与の公告日から三か月以内に、紙媒体で専利権の期間補償請求書を提出し、その後改めて、国家知的財産権局が発行した費用納付通知書に基づき関連費用を納付することができる。国家知識産権局は、改正専利法実施細則の施行後に、前述の請求に対して審査を行う。

第六条 2021 年 6 月 1 日から、専利権者は、改正専利法第四十二条第三項に基づき、新薬市販承認申請が承認された日から三か月以内に、紙媒体で専利権の期間補償請求書を提出し、その後改めて、国家知的財産権局が発行した費用納付通知書の要求に基づき関連費用

を納付することができる。国家知識産権局は、改正専利法実施細則の施行後に、前述の請求に対して審査を行う。

第七条 2021年6月1日から、専利権者は、改正専利法第五十条第一項に基づき、紙媒体でその専利に対し自ら開放許諾をする旨の声明を行うことができる。国家知識産権局は、改正専利法実施細則の施行後に、前述の声明に対して審査を行う。

第八条 2021年6月1日から、被疑侵害者は、改正専利法第六十六条に基づき、紙媒体で国家知識産権局に対し専利権評価報告書の発行を請求することができる。

第九条 2021年6月1日から、国家知識産権局は、改正専利法第二十条第一項及び専利法第二十五条第一項（五）号に基づき、方式審査、実体審査、再審査の手続きにおいて、専利出願に対して審査を行う。

第十条 出願日が2021年5月31日（同日を含む）より前の意匠権の保護期間は十年とし、出願日から起算する。

第十一条 この弁法は2021年6月1日から施行する。

出所：2021年5月25日付け中国国家知識産権局ウェブサイト

https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/5/25/art_74_159631.html

※本資料はジェットロが作成した仮訳となります。ジェットロでは情報・データ・解釈等ができる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。